

# 適合証明業務約款

## 第1条（総則）

申請者及び関西住宅品質保証株式会社（以下「関住」という。）は、法令、住宅金融支援機構（以下「機構」という。）の定める業務方法書及び事務処理に関する諸規程並びに機構の指示を遵守し、この約款、及び関住の定める適合証明業務規程に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。

## 第2条（責務）

- 1 関住は、善良なる管理者の注意義務をもって、この契約に定める業務（以下「適合証明業務」という。）を次条に規定する日（以下「業務期日」という。）までに行わなければならない。
- 2 関住は、申請者から関住の適合証明業務の実施方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
- 3 関住は、適合証明業務の契約において、次の各号に掲げる事項について保証するものではない。
  - 一 各業務の対象が建築基準法その他の法令に適合するか否か
  - 二 各業務の対象となる住宅における瑕疵の有無
- 4 申請者は、関住が別に定める適合証明業務手数料規程に基づき算定された額の適合証明業務手数料を、第4条に規定する日（以下「支払期日」という。）までに適合証明業務手数料規程に規定する方法により支払わなければならない。
- 5 申請者は、この契約に定めのあるとき又は関住の請求があるときは、関住の適合証明業務の遂行に必要な範囲内において、適合証明業務の対象（以下「対象住宅」という。）の計画、施工方法その他必要な情報を遅滞なくかつ正確に関住に提供しなければならない。
- 6 申請者は、関住が業務を行う際に、住宅、住宅の敷地又は建築工事現場に立ち入り、業務上必要な調査又は検査を行うことができるよう協力しなければならない。
- 7 申請者は、関住の適合証明業務において、対象住宅の計画又は対象住宅に関して関住がなした機構の定める適合証明関係規定への不適合の指摘に対し、速やかに申請関係図書又は工事部分の修正その他必要な措置をとらなければならない。

## 第3条（業務期日）

- 1 関住の業務期日は、次の各号に掲げる適合証明業務の区分に応じ、当該各号に定める期日とする。ただし、第一号において、引き受けにあたり第一号に定める期日までに業務を完了する見込みのない場合は、申請者と関住の間で協議して定める期日とする。
  - 一 設計検査業務 申請を受理した翌日を業務開始日とし、7～21日の期間の中で申

請者と関住の間で合意した日

二 現場検査業務 現場検査申請を受理した日から原則7日以内に現場検査を実施するものとし、その検査を実施した日の翌日

三 物件調査業務 申請を受理した翌日を業務開始日とし、現地調査を実施した日から7～21日の期間の中で申請者と関住の間で合意した日

- 2 関住は、天災その他自然的又は人為的な事象であって、申請者、関住いずれにもその責に帰すことができない事由（以下「不可抗力」という。）により、又は申請者が前条第4項から第7項まで及び第6条第1項に定める責務を怠ったとき、申請者の都合によって対象住宅の計画の変更があったときその他関住の責に帰すことができない事由により、前項の業務期日までに適合証明業務を完了することができない場合には、申請者に対してその理由を明示のうえ、業務期日の延長を請求することができる。この場合において、必要と認められる業務期日の延長その他の必要事項については申請者と関住の間で協議して定める。

#### 第4条（適合証明業務手数料の支払期日）

- 1 手数料の支払期日は、適合証明書交付日の翌日から28日以内とする。
- 2 前項については、申請者と関住の間で協議して特に定めた場合は、この限りでない。

#### 第5条（合格通知書の交付）

- 1 関住は、第3条第1項第一号の業務にあたり、検査の結果、対象住宅の計画が機構の定める適合証明関係規定に適合することを確認したときは、申請者に対して設計検査に関する通知書を交付する。
- 2 関住は、第3条第1項第一号の業務にあたり、検査の結果、対象住宅の計画が機構の基準に適合しないことを認めるときは、申請者に対してその旨及びその理由を適合しない旨の通知書をもって通知する。
- 3 関住は、第3条第1項第二号又は第三号の業務にあたり、検査の結果、対象住宅及びその敷地が機構の基準に適合していることを認めるときは、申請者に対して現場検査に関する通知書又は現場検査に関する通知書・適合証明通知書を交付する。
- 4 関住は、第3条第1項第二号又は第三号の業務にあたり、検査の結果、住宅又はその敷地が機構の基準に適合していないことを認めるときは、申請者に対してその旨及びその理由を適合しない旨の通知書をもって通知する。

#### 第6条（対象建築物の計画又は建設工事の変更等）

- 1 申請者は、設計検査に関する通知書及び現場検査に関する通知書・適合証明通知書の交付前に、申請者の都合により対象住宅の計画又は建設工事を変更（以下「変更」という。）するときは、関住に速やかに変更に係る図書を提出しなければならない。
- 2 前項の変更において、その変更内容について関住が大規模であると認めるときは、申

請者は、当初の申請を取り下げ、別件として関住に申請しなければならない。この場合、もとの契約は解除される。

#### 第7条（申請者の解除権）

- 1 申請者は、次の各号の一に該当するときは、関住に取下げ届により取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。
  - 一 関住が、正当な理由なく、適合証明業務を第3条に規定する業務期日までに完了しないとき、又はその見込みがないと明らかに認められるとき。
  - 二 関住の責に帰すべき事由により、この契約に定める協議が成立しないとき。
  - 三 関住の責に帰すべき事由により、関住がこの契約に違反し、申請者が相当期間を定めて催告してもその違反が是正されないとき。
  - 四 前各号のほか、関住の責に帰すべき事由により、この契約を維持することが相当でないと認められるとき。
- 2 前項に規定する場合のほか、申請者は、関住の適合証明業務が完了するまでの間、いつでも関住に取下げ届により取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。
- 3 第1項の契約解除の場合、申請者は、適合証明業務手数料が既に支払われているときは、これの返還を関住に請求することができる。
- 4 第1項の契約解除の場合、申請者は、前項に定めるほか損害を受けているときは、その賠償を関住に請求することができる。
- 5 第2項の契約解除の場合、関住は、適合証明業務手数料が既に支払われているときは、これを申請者に返還せず、また、当該適合証明業務手数料が未だ支払われていないときは、これの支払いを申請者に請求することができる。
- 6 第2項の契約解除の場合、関住は、前項に定めるほか損害を受けているときは、その賠償を申請者に請求することができる。

#### 第8条（関住の解除権）

- 1 関住は、次の各号の一に該当するときは、申請者に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。
  - 一 申請者が、正当な理由なく、第2条第4項に定める適合証明業務手数料を第4条に定める支払期日までに支払わないとき。
  - 二 申請者の責に帰すべき事由により、この契約に定める協議が成立しないとき。
  - 三 申請者の責に帰すべき事由により、申請者がこの契約に違反し、関住が相当期間を定めて催告してもその違反が是正されないとき。
  - 四 申請者の都合による対象住宅の計画の変更又は検査の結果により、申請に係る対象住宅の計画又は対象住宅が業務規程第6条に規定する業務の範囲に該当しなくなったとき。
  - 五 前各号のほか、不可抗力又は申請者の責に帰すべき事由により、この契約を維持す

ることが相当でないとき認められるとき。

- 2 前項の契約解除の場合、関住は、適合証明業務に係る手数料が既に支払われているときはこれを申請者に返還せず、また、当該適合証明業務に係る手数料が未だ支払われていないときは、これの支払いを申請者に請求することができる。
- 3 第1項の契約解除の場合、関住は、前項に定めるほか損害を受けているときは、その賠償を申請者に請求することができる。

#### 第9条（関住の免責）

関住は、次の各号の一にあたるときは、そこから生ずる一切の損害について責任を負わない。

- 一 申請者の提出した申請関係図書等の記載、第2条第4項の規定による情報等に虚偽があり、それに基づいて適合証明業務が行われたとき
- 二 第3条第1項第二号または第三号の規定による中間現場検査予定日または竣工現場検査予定日に関住の都合により検査が行えず、改めて中間現場検査予定日又は竣工現場検査予定日を申請者関住協議して定めたとき
- 三 前各号のほか、関住の責に帰すことができない事由によるとき

#### 第10条（秘密保持）

関住は、この契約に定める適合証明業務に関して知り得た申請者の秘密を他人に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

#### 第11条（別途協議）

この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、信義誠実の原則に則り申請者と関住の間で協議して定めるものとする。

（附則）

この約款は、平成25年7月1日申請分から適用する。

制定 平成25年7月1日